

令和5年4月28日

組合員の皆さまへ

淡陽信用組合
理事長 河本 晋一

長期間所在が不明である組合員の除名手続きについて

当組合は、令和5年6月に開催予定の第71期通常総代会において、当組合の定款第16条の規定に基づき、長期間所在が不明である組合員の方（以下、「所在不明組合員」といいます。）の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当することにお心当りのある方で除名を希望されない場合には、令和5年6月26日（月）までに、組合員さまご本人が、ご本人であることを確認できる書類を組合員さまの出資金取扱店窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明組合員」とは、以下の要件を全て充足し、かつ、当組合が除名することが適当と判断させていただいた組合員の方とします。
 - (1) 平成30年1月末から令和5年1月末にかけて当組合の事業を利用していない方。
 - (2) 令和5年1月以前に当組合の通知又は催告が5回（ただし、同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、当該事業年度になされた通知・催告を併せて1回の通知又は催告とみなします。）以上継続して返戻された方。
 - (3) 当組合への届出住所等に所在していないことが確認できた方。
※ 当組合の定款別表2第5項では「5年以上継続して本組合の事業を利用せず、かつ、本組合がその組合員に対してする通知又は催告が5回（同一事業年度で複数回の通知又は催告がなされた場合には、それらを併せて1回の通知又は催告とみなす。）以上継続して返戻されたとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。
2. 中小企業等協同組合法および当組合定款の定めるところにより、除名対象者の方は総代会において弁明することができます。
3. 除名により脱退となる組合員の方は、翌年開催する総代会以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、組合員さまの出資金取扱店窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、組合員さまの出資金取扱店窓口までご相談ください。
ただし、脱退した方が当組合に対する債務がある場合には、当該債務と出資金を相殺したり、当該債務を完済するまでその払戻しを停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問合せ先】

淡陽信用組合 総務部 電話：0799-22-5555（代）
もしくは 淡陽信用組合 各営業店まで